七十八　平成十六年一月三十日農林水産省告示第百四十六号（農業災害補償法施行規則第二十九条の九の二第二項の農林水産大臣が定める方法を定める件）
七十九　平成十六年三月二十六日農林水産省告示第七百三号（農業災害補償法施行規則第三十三条の六の五第一項の防災施設割引率の算定方法を定める件）
八十　平成二十一年三月三十一日農林水産省告示第四百四十四号（農業災害補償法第百五十条の三第一項の農林水産大臣の定める特定の疾病を定める件）
八十一　平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号（農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○環境省告示第十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成三十年三月二十七日

環境大臣　中川　雅治

一　阿寒摩周国立公園

公園事業の名称及び種類

神の子池園地	区域	北海道斜里郡清里町（神の子池）

二　三陸復興国立公園

公園事業の名称及び種類

鮎川浜園地	区域	宮城県石巻市（鮎川浜集団施設地区）
鮎川浜博物展示施設		宮城県石巻市（鮎川浜集団施設地区）
祝浜自然再生施設		宮城県石巻市（祝浜）

三　上信越高原国立公園

公園事業の名称及び種類

谷川朝日縦走線道路（歩道）	起点―新潟県南魚沼郡湯沢町（茂倉岳山頂） 終点―新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界） 起点―群馬県利根郡みなかみ町（土合口） 終点―群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳山頂・歩道合流点）	路線
茂倉岳線道路（歩道）	起点―新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界） 起点―新潟県南魚沼郡湯沢町（蓬峠・歩道合流点） 終点―新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界）	路線
蓬峠線道路（歩道）	起点―新潟県南魚沼郡湯沢町（蓬峠・歩道合流点） 終点―新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界）	路線

四　富士箱根伊豆国立公園

公園事業の名称及び種類

精進口五合目園地	区域	山梨県富士吉田市及び同県南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
西湖北岸野営場		山梨県南都留郡富士河口湖町（西湖北岸）
精進湖北岸舟遊場		山梨県南都留郡富士河口湖町（精進湖北岸）

五　中部山岳国立公園

公園事業の名称及び種類

乗鞍鶴ヶ池休憩所	区域	岐阜県高山市（乗鞍鶴ヶ池集団施設地区）
乗鞍鶴ヶ池野営場		岐阜県高山市（乗鞍鶴ヶ池集団施設地区）

六　南アルプス国立公園

公園事業の名称及び種類

南御室宿舎	区域	山梨県韮崎市（南御室）

七　吉野熊野国立公園

公園事業の名称及び種類

田戸宿舎	区域	和歌山県新宮市及び奈良県吉野郡十津川村（田戸）

八　瀬戸内海国立公園

公園事業の名称及び種類

香々地小河内線道路（車道）	路線	起点―大分県豊後高田市（下坊中・国立公園境界） 終点―大分県豊後高田市（上坊中・国立公園境界）

九　大山隠岐国立公園

公園事業の名称及び種類

赤江三度線道路（歩道）	路線	起点―島根県隠岐郡西ノ島町（赤江） 終点―島根県隠岐郡西ノ島町（三度・国立公園境界）

十　足摺宇和海国立公園

公園事業の名称及び種類

竜串水族館	区域	高知県土佐清水市（竜串集団施設地区）

十一　阿蘇くじゅう国立公園

公園事業の名称及び種類

志高湖線道路（車道）	路線	起点―大分県別府市（鳥居・車道分岐点） 終点―大分県別府市（神楽女湖・車道分岐点）

十二　霧島錦江湾国立公園

公園事業の名称及び種類

鰻駐車場	区域	鹿児島県指宿市（鰻）

十三　奄美群島国立公園

公園事業の名称及び種類

湯湾岳園地	区域	鹿児島県大島郡宇検村（湯湾岳）
油井岳園地		鹿児島県大島郡瀬戸内町（油井岳）
畦海岸園地		鹿児島県大島郡徳之島町（畦海岸）
犬の門蓋園地		鹿児島県大島郡天城町（犬の門蓋）
犬田布岬園地		鹿児島県大島郡伊仙町（犬田布岬）
フーチャ園地		鹿児島県大島郡和泊町（フーチャ）
田皆岬園地		鹿児島県大島郡知名町（田皆岬）
畦海岸野営場		鹿児島県大島郡徳之島町（畦海岸）
沖泊海岸野営場		鹿児島県大島郡知名町（沖泊海岸）
長雲峠博物展示施設		鹿児島県大島郡龍郷町（長雲峠）

十四　西表石垣国立公園

公園事業の名称及び種類

平久保伊原間線道路（車道）	路線	起点―沖縄県石垣市（平久保・国立公園境界） 終点―沖縄県石垣市（明石・国立公園境界）
		起点―沖縄県石垣市（明石・国立公園境界） 終点―沖縄県石垣市（伊原間・国立公園境界）

○環境省告示第十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成三十年三月二十七日

環境大臣　中川　雅治